

保育士証について

本学は、平成 14 年度まで保育士資格証明書を交付いたしました。

しかし、児童福祉法の改正後（平成 15 年 11 月 29 日～）、保育士となる資格を証明する書類（保育士（保母）資格証明書）を持っていても、「保育士」として働くことができなくなりました。

「保育士」として働くには、その業務に就く前に、都道府県知事に対し登録申請手続きを行い、保育士証の交付を受ける必要があります。

保育士の登録を希望される場合は、登録事務処理センターが登録事務を行っていますので、同センターにお問い合わせください。

登録事務処理センター（社会福祉法人 日本保育協会）

〒102-0083

東京都千代田区麹町 1-6-2 アーバンネット麹町ビル 6 階

TEL 03-3262-1080 FAX 03-3262-1070

ホームページ <http://www.hoikushi.jp>

なお、平成 15 年度以後は同センターが保育士証の交付事務を行っていますので、再交付等が必要な場合は同センターにお問い合わせください。

* 「登録事務処理センター」は、保育士登録について申請者の利便や事務の効率化を図るために、都道府県より委託を受け、全国 1 ヶ所に設けられた機関で、社会福祉法人 日本保育協会が運営しています。

新潟中央短期大学事務局